

(委託用)

前払金等に関する特約条項

(前払金の支払)

第1条 発注者は、本契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と本契約書記載の契約期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受注者の書面に基づく請求により、次の各号に掲げるところにより前払金を支払う。

- (1) 契約金額が72億円未満の場合にあつては、7億2,000万円を限度とし、契約金額の30パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 契約金額が72億円以上の場合にあつては、契約金額の10パーセントの額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。

3 発注者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第2条 発注者は、前条第1項の規定により前払金をした後、内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で、請求しなければならない。

3 受注者は、発注者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、発注者が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第3条 受注者は、契約期間が延長された場合は、発注者がその必要がないと認めた場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証契約を発注者に提出しなければならない。

(前払金の使途制限)

第4条 受注者は、前払金をこの契約に必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第5条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払われた前払金を、直ちに、発注者に返還しなければならない。

- 一 保証契約が解約されたとき
- 二 契約書第22条第1項に該当したとき
- 三 前条の規定に違反したとき

2 受注者は、前項第一号及び第三号の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

3 受注者は、第1項第二号の規定により前払金を返還する場合は、発注者の指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(部分払)

第6条 発注者は、委託業務の完了前において、受注者の部分払請求を相当と認めるとき（別途、受注者の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき）は、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額（以下「既済部分の代価」という。）の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができる。

2 前項の既済部分の代価は、発注者が認定する。

3 第1条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前2項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times (9 / 10 - \text{前払金の額} / \text{契約金額})$$

4 第1項の規定による支払の対象となった既済部分が受注者の所有に属するときは、その所有権は、支払により受注者から発注者に移転する。なお、目的物全部の引渡しが完了するまでの保管は、受注者の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。